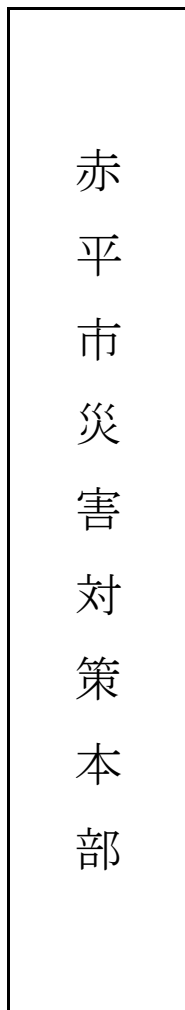


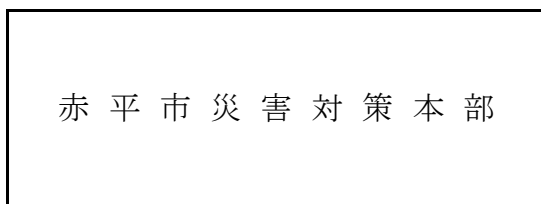
別図第1（第2章第2節関係）  
本部の標示板



別図第2（第2章第2節関係）  
本部員の腕章



別図第3（第2章第2節関係）  
本部自動車の標章



## 資料1

## 赤平市における過去の主な災害

発 生 年 月 日	災 害 の 概 要	被 害 状 況
昭和 24 年 4 月 25 日	茂尻炭砦、選炭機火災	損害額2億円
昭和 36 年 7 月 25 日 から 26 日	集中豪雨による水害 累計雨量146mm 最高流量2,396t 災害救助法適用	家屋流失10戸 半壊6戸 床上浸水406戸 床下浸水84戸 被害戸数506戸 損害額1億9,787万円
昭和 37 年 8 月 3 日 から 4 日	台風9号による水害 災害救助法適用	家屋流失230戸 全壊14戸 半壊116戸 床上浸水399戸 床下浸水122戸 被害戸数881戸 農地流失119ha 農地冠水71ha 損害額9億1,420万円
昭和 38 年 5 月 4 日	住友泉町大火	負傷者2名 焼損面積4,899m <sup>2</sup> 25 a 損害額3,631万円 罹災81世帯307名
昭和 38 年 8 月 25 日	豪雨による水害 累計雨量132.8mm	家屋流失1戸 全壊1戸 半壊2戸 床上浸水131戸 床下浸水574戸 被害戸数709戸 損害額8,480万円
昭和 38 年 7 月 から 10 月	冷害	水稲平年比58% 畑作平年比65%
昭和 38 年 12 月 28 日	赤平大町麻雀荘火災	死者3名 焼損面積307m <sup>2</sup> 損害額226万円 罹災5世帯17名
昭和 46 年 7 月 から 10 月	冷害	水稲平年比60% 畑作平年比79%
昭和 50 年 8 月 23 日 から 24 日	台風6号による水害 累計雨量186.6mm 空知川増水平常水位より4.4m上昇 最高流量2,330.9t	家屋流失1戸 一部損壊4戸 床上浸水82戸 床下浸水139戸 農地冠水178ha 被害戸数226戸 損害額2億2,041万円
昭和 50 年 9 月 6 日 から 8 日	豪雨による水害 累計雨量176.4mm	床上浸水7戸 床下浸水68戸 農地冠水73ha 損害額3,231万円 小河川氾濫

発 生 年 月 日	災 害 の 概 要	被 害 状 況
昭和 56年 8月 3日 から 6日	前線と台風12号による水害	全壊1戸 床上浸水102戸 床下浸水235戸 被害戸数338戸 損害額32億8,157万円
昭和 63年 8月 24日 から 27日	集中豪雨による水害	床上浸水5戸 床下浸水83戸 被害戸数88戸 損害額3億0,315万円
平成 2年 6月 13日	台風6号豪雨による水害	床上浸水47戸 床下浸水261戸 被害戸数308戸 損害額2億7,591万円
平成 5年 1月 9日	錦町クリーニング作業場火災	焼損面積2,344㎡ 損害額9億384万円
平成 5年 7月 から 9月	冷害	水稻平年比49% 畑作平年比60%
平成 7年 10月 25日	高橋の沢復旧治山工事現場土砂崩れ事故	死者2名
平成 13年 9月 10日 から 13日	台風15号による暴風雨	床下浸水4戸 損害額1億1,350万円

## 資料2

### 赤平市防災会議条例

〔昭和38年1月20日〕  
条例第2号

#### (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、赤平市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

#### (所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 赤平市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防法(昭和24年法律第193号)第32条の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (3) 市の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属すること。

#### (会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 北海道警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (2) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (3) 教育長
  - (4) 消防長及び消防団長
  - (5) 陸上自衛隊の部隊の長
  - (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (7) 指定地方行政機関又は北海道知事の部局の職員のうちから市長が任命する者
  - (8) 前7号に掲げる者のほか、必要と認める者のうちから市長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、23人以内とする。

#### (専門委員)

第4条 防災会議は、専門事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

#### (議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第6号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 赤平市水防協議会条例（昭和61年条例第15号）は、廃止する。

附 則（平成18年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

### 資料3

#### 赤平市災害対策本部条例

〔昭和38年1月20日〕  
条 例 第 3 号

##### (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第6項の規定に基づき、赤平市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

##### (組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

##### (部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

##### (雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

##### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 赤平市地域防災計画

策定	昭和52年 3月 1日	第1回修正	昭和53年 4月 1日
第2回修正	昭和59年 4月 1日	第3回修正	平成 9年 9月 1日
第4回修正	平成19年10月10日	第5回修正	平成24年11月19日

編集 赤平市防災会議

(赤平市消防本部防災係)

赤平市大町1丁目5番地

TEL (0125) 32-3181

FAX (0125) 32-3103

E-mail: [syobobousai@city.akabira.hokkaido.jp](mailto:syobobousai@city.akabira.hokkaido.jp)